

議案第2号

鳥取県文化財保護審議会への諮問について

鳥取県文化財保護審議会に対する諮問案を別紙のとおり提出します。

平成24年7月24日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

諮 問

鳥取県文化財保護審議会

下記の事項について、鳥取県文化財保護条例第44条の規定により意見を求めます。

平成24年7月24日

鳥取県教育委員会
委員長 笠見 幸子

記

- 1 鳥取県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく下記の保護文化財の指定について

保護文化財「奥田家住宅」(鳥取市猪子)

奥田家は江戸時代、大庄屋をつとめた家柄で、東西に伸びる狭い谷の南側斜面を背景として、豪壮な石垣の上に屋敷地を構える。

主屋の建築年代は不明であるが、構造や座敷構えなどから江戸時代末期の建築と考えられ、当初は食違い六間取の平面に復原できる。明治期には背面に座敷を増築している。

また、当時の当主が総理大臣を招くために大正8年(1918)頃に建てた離れ座敷「楽山荘」は、建ちの高い2階建てで、全国から上質な材料を吟味し、格調高くまとめられている。

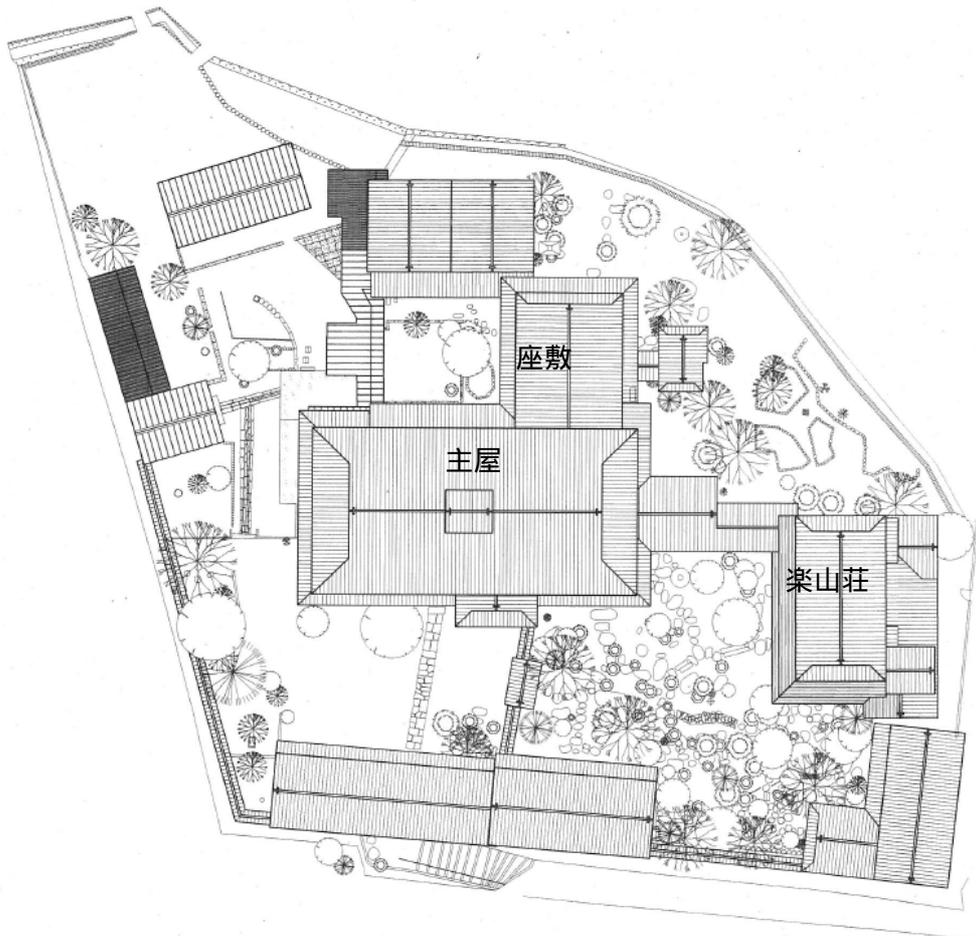
そのほか、敷地内には離れと同時期に整備されたと考えられる庭園や茶室のほか、なまこ壁に特徴のある土蔵など付属屋が複数棟残り、質の高い建築とあわせて屋敷構えも良好に残されている。



(奥田家住宅 主屋)



楽山荘 外観



奥田家住宅 配置図